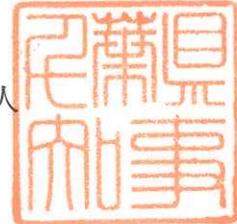


産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県市川市東浜一丁目2番地4
氏名 株式会社ハイパーサイクルシステムズ
代表取締役 中嶋 博樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年6月18日

許可の有効年月日 令和11年4月19日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類、イ 金属くず、

ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(これらのうち、廃家電及び使用済みOA機器であって水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2、3、4及び5のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成11年4月20日 新規許可

令和6年6月18日 更新許可

令和7年9月9日 変更届 (保管施設の変更、破碎施設1基の廃止)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破碎施設1 (施行令第7条第7号) (平成19年7月26日、 第19-2-297号)	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 686.4 t/日 (28.6 t/時×24時間) (平成19年9月19日)	1	千葉県市川市 東浜一丁目 2番4、 4番19
破碎施設2 (施行令第7条第7号) (平成19年7月26日、 第19-2-298号) ※破碎施設2の能力は、 破碎施設1の内数	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 96.0 t/日 (4.0 t/時×24時間) (平成19年9月19日)	1	
破碎施設3 (施行令第7条第7号) (平成19年7月26日、 第19-1-299号)	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 47.8 t/日 (1.99 t/時×24時間) (平成19年9月19日)	1	
破碎施設4 (施行令第7条第7号) (平成27年7月13日、 第27-1-431号)	廃プラスチック類、金属くず 18 t/日 (2.0 t/時×9時間) (平成27年10月9日)	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破碎施設5 (条例第12条第1項 第2号) (平成27年7月16日、 第27-20-1-171号)	廃プラスチック類 1.5 t/日 (0.17 t/時×9時間) (平成27年10月9日)	1	千葉県市川市 東浜一丁目 2番4、 4番19
破碎施設6 (条例第12条第1項 第2号) (平成27年7月16日、 第27-20-1-172号)	廃プラスチック類 2.5 t/日 (0.28 t/時×9時間) (平成27年10月9日)	1	
破碎施設7 (条例第12条第1項 第2号) (平成27年7月16日、 第27-20-1-173号)	廃プラスチック類 2.0 t/日 (0.23 t/時×9時間) (平成27年10月9日)	1	
破碎施設8 (条例第12条第1項 第2号) (平成28年12月28日、 第28-20-1-179号)	廃プラスチック類 4.4 t/日 (0.49 t/時×9時間) (平成29年2月9日)	1	
破碎施設9 (条例第12条第1項 第2号) (令和4年1月31日、 第2021-20-1-194号)	廃プラスチック類(記録媒体に限る。) 0.3 t/日 (0.036 t/時×9時間) (令和4年2月28日)	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 前 保 管 施 設	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず(水銀使用製品 産業廃棄物を含む)	1 110 m ² 165 m ³	1	千葉県市川市 東浜一丁目 2番4、 4番19
		4 23 m ² 71 m ³	1	
		5 41 m ² 124 m ³	1	
		6 36 m ² 145 m ³	1	
		7 50 m ² 203 m ³	1	
		8 27 m ² 81 m ³	1	
		10 228 m ² 1,176 m ³	1	
		11 84 m ² 168 m ³	1	
		12 228 m ² 912 m ³	1	
		13 80 m ² 320 m ³	1	
		14 28 m ² 56 m ³	1	
		15 104 m ² 416 m ³	1	
		16 23 m ² 71 m ³	1	
		17 35 m ² 106 m ³	1	
		18 43 m ² 236 m ³	1	
		20 21 m ² 85 m ³	1	
21 59 m ² 239 m ³	1			
23 33 m ² 134 m ³	1			

(以下余白)

許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
処理 後 保管 施設	廃プラスチック類、 金属くず	1	23 m ² 80 m ³	1	千葉県市川市 東浜一丁目 2番4、 4番19
	廃プラスチック類、 金属くず	2	19 m ² 49 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	4	59 m ² 154 m ³	1	
	金属くず	5	13 m ² 40 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	6	64 m ² 193 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	7	51 m ² 133 m ³	1	
	廃プラスチック類	9	99 m ² 356 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	10	59 m ² 236 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	11	112 m ² 336 m ³	1	
	金属くず	12	10 m ² 37 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	13	44 m ² 198 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	14	33 m ² 87 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	15	25 m ² 101 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	17	40 m ² 162 m ³	1	
残さ 物 保管 施設	廃プラスチック類、 紙くず	1	5.0 m ² 20 m ³	1	
	ガラスくず(水銀使用製品産業 廃棄物)、金属くず、汚泥	2	0.9 m ² 1.0 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙5

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
残さ物 保管 施設	廃油、廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を 含む)	3	76 m ² 415 m ³	1	千葉県市川市 東浜一丁目 2番4、 4番19
	廃プラスチック類、金属くず、 木くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず	4	63 m ² 253 m ³	1	
	廃アルカリ、廃酸	5	20 m ² 48 m ³	1	
	廃プラスチック類	6	18 m ² 47 m ³	1	
	紙くず	7	5.0 m ² 20 m ³	1	
	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず (水銀使用製品産 業廃棄物を含む)	8	0.5 m ² 0.9 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず	9	17 m ² 45 m ³	1	
	廃プラスチック類、金属くず、 木くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず	10	162 m ² 487 m ³	1	
	廃プラスチック類、木くず、 金属くず	11	36 m ² 145 m ³	1	
	廃プラスチック類、金属くず、 木くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず	12	66 m ² 198 m ³	1	
	廃油	13	2.0 m ² 2.0 m ³	1	
	廃プラスチック類、金属くず	14	70 m ² 182 m ³	1	
	廃プラスチック類、金属くず、 木くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず	16	25 m ² 76 m ³	1	
廃油	18	2.0 m ² 4.0 m ³	1		

(以下余白)